

出来事（2020年3月）

1. 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制 食品衛生法施行規則の改正の告示

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの（指定成分等）については、それらを含む食品に係る健康被害情報の事業者からの届出や製造工程の管理などの措置が適用されることになる。

- ・ 公布日 : 2020年3月27日
- ・ 施行（適用）日 : 2020年6月1日
- ・ 指定成分等
 - ① コレウス・フォルスコリー
 - ② ドオウレン
 - ③ プエラリア・ミリフィカ
 - ④ ブラックコホシュ

さらに、昨年9月に消費者庁から注意喚起がされた「ケトジェンヌ」については、厚労省が薬食審で被害報告をしており、指定成分になる可能性がある。

2. 新規指定添加物（進捗状況）

- ・ ジフェノコナゾール（防カビ剤、ポストハーベスト農薬）馬鈴薯（3月19日、薬食審）
- ・ アゾキシストロビン（防カビ剤、ポストハーベスト農薬）馬鈴薯（3月19日、薬食審）
現在、アゾキシストロビンは、かんきつ類（みかんを除く）への使用が可能
尚、3月19日の薬食審・食品衛生分科会は、「持ち回り審議」で行われた。

- ・ L-酒石酸カリウム（3月18日、食安委・添加物調査会 了承）
- ・ メタ酒石酸（3月18日、食安委・添加物調査会 了承）
- ・ DL-酒石酸（3月18日、食安委・添加物調査会 継続審議）

- ・ 亜硫酸水素アンモニウム（2月25日 厚労省から食安委へ説明）
- ・ キチングルカン（2月25日 同上）
- ・ ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピドリドン共重合体（2月25日 同上）

3. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 3月23日、福島県に対し、福島県の一部地域で産出される2020年産米のうち、県の定める管理計画に基づかない米の出荷制限が指示された。

4. CODEX等国際機関の会議の延期あるいは中止

CODEX一般原則部会 3月23日～27日 延期（新日程は未定）

CODEX食品汚染物質部会（第14回CCCF） 中止

CODEX食品輸出入・認証制度部会（第25回CCFICS） 中止

CODEX分析・サンプリング部会（第41回CCMAS） 中止

CODEX残留動物用医薬品部会（第25回CCRVDF）米国と協議の上、開催1か月前までに決定

CODEX食品添加物部会（第52回CCFA）中国の蘭州（Lanzhou）で3月2日～6日に開催予定が、6月22日～26日に延期され、さらなる延期も中国と協議中

CODEX総会 7月6～11日 FAOとWHOで協議

5. JERTRO 特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響

JETRO のホームページに、各国・各地域の実情と対応が詳細に紹介されている。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

6. FDA と FTC は、COVID-19 の治療・予防と謳った詐欺製品販売の 7 社に警告

3月9日、FDA と FTC（Federal Trade Commission）は COVID-19 に関連する詐欺製品を販売する 7 社に警告し、48 時間以内の是正措置を要請した

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/coronavirus-update-fda-and-ftc-warn-seven-companies-selling-fraudulent-products-claim-treat-or>

7. コロナウイルスと「代替」治療法 2月13日付けの NIH News

NIH（米国国立衛生研究所）の国立補完統合衛生センター（NCCIH：National Center for Complementary and Integrative Health）は、「メディアが、ウイルス感染予防や COVID-19 治療のための「代替」レメディを探している人達がいると報道しているが、代替レメディのどれも、このウイルスによる病気の予防や治療ができるという根拠はない。」と注意を促した。

<https://www.nccih.nih.gov/health/in-the-news-coronavirus-and-alternative-treatments>

8. 遺伝子組換え *Pseudomonas fluorescens* BD15754 株由来食品酵素 α -アミラーゼの安全性評価 2月4日採用の EFSA Journal

BASF Enzymes LLC1 社が遺伝子組換え *Pseudomonas fluorescens* BD15754 株で生産し食品酵素 α -アミラーゼ(4-a-d-グルカングルカノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.1)は、安全とは考えられないと結論された。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/pdf/10.2903/j.efsa.2020.6043>

9. キャノーラ油中の不純物 トロパンアルカロイド

1月30日付けの Food Chemistry に、キャノーラ畑の雑草のシロバナヨウシュチョウセンアサガオ(Jimsonweed: *Datura stramonium*)の種子に由来する不純物トロパンアルカロイド(TA)の偶発的な暴露の実態を報告した。マーガリンにも含まれる可能性がある。

<https://www.inspection.gc.ca/food-safety-for-industry/chemical-residues-microbiology/food-safety-testing-bulletins/2020-02-17/tropane-alkaloids/eng/1578463897630/1578463898223>

10. 米国FDA 任意適格輸入者プログラム (VQIP) のガイダンス

米国FDAは、VQIP申請ポータルの2020年1月1日の開設に続き、2月21日、業界向けのガイダンスを公表した。輸入手続きの迅速化への寄与が期待される。

- ・VQIP輸入者らが得られる利点
- ・VQIP資格の基準
- ・VQIP申請を満たすための説明
- ・VQIP資格が取り消される可能性
- ・VQIP資格取り消し後の再獲得の基準

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-fdas-voluntary-qualified-importer-program>

11. オランダ産「セルリアック」とベトナム産「きだちとうがらし」の検査命令 3月23日

対象食品等	検査の項目	経緯
オランダ産セルリアック、その加工品（簡易な加工に限る）	クロルプロファム	モニタリング検査の結果、オランダ産セルリアックからクロルプロファムを検出したことによる。
ベトナム産きだちとうがらし、その加工品（簡易な加工に限る）	トリシクラゾール	モニタリング検査の結果、ベトナム産きだちとうがらしからトリシクラゾールを検出したことによる。

*クロルプロファム：農薬（除草剤、植物成長調整剤）

*トリシクラゾール：農薬（殺菌剤）

12. 輸入食品の違反事例

- ・アルファフードスタッフ株式会社が、カナダから輸入した「ポップコーン（爆裂種）」の命令検査で、デルタメトリン及びトラロメトリン 1.4ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。

*トラロメトリン：ピレスロイド系の殺虫剤

デルタメトリン：トラロメトリンの代謝物（殺虫剤）

- ・太平産業株式会社が英国から輸入した「ラムネ菓子」の行政検査で、銅クロロフィリンナトリウムの対象外使用による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。

（作成：2020年3月30日）